

保育施設等利用申込

チェックリスト

(2号・3号認定)

こちらの用紙を1番上にして
必ずご提出ください。

第一希望施設名	児童生年月日	児童氏名
	・	

おもて面：提出書類の詳細等について「入園のご案内」をよくお読みのうえ、添付漏れがないよう下表にチェックを入れてください。
うら面：各項目を確認し、チェックを入れ、同意の署名をしてください。

	書類名称等		(全員) 添付チェック		市 記入欄		
	全員が提出する書類	①保育施設等利用申込チェックリスト（本紙）※うら面も忘れず記入		☐			
②子どものための教育・保育給付認定申請書		☐					
③保育施設等利用申込書		☐					
④保護者のマイナンバーカードの写し（父・母それぞれ必要）※表裏両面 ※ひとり親世帯は児童を監護している方全員分 ただし、以下両方を満たす場合は提出不要です。 ・申込書類を保育課窓口で提出する場合 ・申込書類を提出する保護者が保育課窓口で自身のマイナンバーカードの原本を提示する場合		☐					
⑤保育が必要な事由（父・母それぞれ必要）を証明する書類							
		父	母	市 記入欄 父 母			
保育が必要な事由		就労	証明する書類				
		(被雇用者)	就労証明書（様式第1）	☐	☐		
(自営業主)		就労証明書（様式第1） 直近の確定申告書の第一表・第二表の写し ※確定申告書の写しがない場合は、開業届（開業後1年未満の場合のみ）、営業許可証の写しなど	☐	☐			
妊娠・出産		母子健康手帳の写し （表紙及び出産予定日が確認できるページ）	☐	☐			
疾病・障がい		診断書（様式第2） および 身体障害者手帳・療育手帳の写し※手帳を所持している場合のみ	☐	☐			
介護・看護		診断書（様式第2） および 身体障害者手帳・療育手帳の写し※手帳を所持している場合のみ	☐	☐			
求職活動		求職活動申立書（様式第3）	☐	☐			
就学		在籍期間・月あたりの授業時間数が分かる書類 （在学証明・時間割など）	☐	☐			
育児休業	(法律に基づく場合)	就労証明書（様式第1）または、育児休業期間のわかる書類の写し	☐	☐			
	(上記以外)	申立書（様式第4）	☐	☐			

	書類名称等	該当者（詳細は「入園のご案内」参照）	(該当者のみ) 添付チェック	市 記入欄
該当者のみが提出する書類	④在留カードの写し（両面） ※申込児童と同一世帯（同一敷地内、隣家含む）の在留カードをお持ちの方全員分	・外国籍の方	☐	
	⑤住民票 ※世帯全員、続柄・世帯主記載のもの ※申込時点でお住まいの市区町村のもの	・申込時点で豊橋市外にお住まいの方	☐	
	⑥多子世帯届	申込児童が以下2つとも満たす方（申込児童以外に保育施設をすでに利用/申込をしているきょうだいがいる場合は提出不要） ・0歳～2歳児クラスに入園を希望 ・養育しているこどものうち第2子目以降（22歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）	☐	
	⑦副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給申請書兼委任状	申込児童が以下2つとも満たす方 ・3歳～5歳児クラスに入園を希望 ・養育しているこどものうち第2子目以降（22歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）	☐	
	⑧施設等在籍証明書 または 施設等在籍状況申立書	・障害児通所支援を利用するきょうだいがいる申込児童（申込期間までにご準備いただけない場合は、施設等在籍状況申立書をご提出ください）	☐	
	⑨特別支援保育 児童状況調査票（新規申込児童）	・特別支援保育を希望する方	☐	
・離婚調停中で住民票が別世帯、配偶者等からの暴力（DV）により公的機関または保護施設による支援を受けている方などは、追加の書類が必要となる場合があります。詳しくは、「入園のご案内」をご確認ください。				

※就労証明書等に記入漏れがある場合、保育の必要性が認められない可能性があるほか、保育の必要性を表す指数に影響を及ぼす可能性があります。
※申込書類等に記入された内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定および保育施設等の利用についての内定・決定を取り消す場合があります。

うら面へつづく

